

# 自由貿易を脅かす行為に対抗して同志国が とるべき合法的協調行動

梅島 修

## Legitimate Coordinated Responses by Like-Minded Parties against Actions Threatening the Free Trade Regime

Osamu UMEJIMA

### はしがき

日本経済は貿易によって支えられている。生活や生産を支える食糧、エネルギー、原材料、半導体などを輸入し、そのための外貨を化学、鉄鋼、電機・電子機器、自動車などの輸出で賄っている<sup>1</sup>。

日本は、輸入について経済安全保障の観点から12分野を政令で特定重要物資に指定して安定供給の確保に取り組んでいる<sup>2</sup>。重要な方策であるが、同時に、日本は輸出により輸入の原資を確保しなければならない。日本の経済安全保障は輸出及び輸入の両面に対処する必要があるのである。

これまで、日本の輸出入は関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade : GATT)、世界貿易機関 (World Trade Organization: WTO) が確立した自由、無差別原則により支えられてきた。すなわち自由貿易体制を堅持することが日本の経済安全保障の基本である。

近年の米国、中国の措置はこの体制を踏みにじっている。自国の巨大な国内市場への輸入を制限し、また世界に独占的に供給する物品の輸出を制限して、自国の政策に隷従することを他国に強いている。

現状は、米中の措置に対して他国が個別交渉で立ち向かうことは困難であることを明確にしている。米国の追加関税引き下げの個別国交渉は米国の顔色を窺いながら行われているのが実情である。中国の経済的威圧に対して WTO 紛争を経ない直接交渉の成功例があるだろうか。

それら措置に有効に対抗するためには、この地経学的

<sup>1</sup> 財務省『貿易統計・輸出入額の推移（主要商品別）世界（輸出入総額）2024年データ』

<sup>2</sup> 内閣府『サプライチェーン強靱化の取組（重要物資の安定的な供給の確保に関する制度）』

な力量差を縮めなければならない。すなわち、日本同様に自由貿易体制を擁護する国（以下「同志国」）が協調して行動する必要がある。他方、米国の WTO 協定に反する行為に妥協しての合意は自由貿易体制を自ら傷つけることとなりかねない。同様に、WTO 協定に反する対抗措置は自由貿易体制を自ら攻撃してしまう。

以上を考慮し、本稿では米中の貿易制限措置を概観し、それらに対抗するために、同志国が WTO 協定に違反することなく共同して行える措置を検討する。

### 第1節 自由貿易体制を脅かす米中の行為

#### 1. 中国

中国は近年、その対外政策、領土拡大政策、人権政策に対抗する国に対して経済的威圧を行うことに躊躇はない。また、重点産業への巨額な補助金提供により低価格輸出を拡大して世界市場を席捲し、他国の産業を棄損している。

#### 1) 経済的威圧

中国の経済的威圧は、2010年9月の尖閣諸島中国漁船衝突事件に対する報復として行った対日レアアース輸出禁止により、顕在するリスクとして世界に認識された。その後、中国は経済的威圧としての貿易制限措置を頻発するようになった<sup>3</sup>。2023年8月からの日本産水産物の輸入禁止、2025年11月からの再停止は記憶に新しい。それら経済的威圧の多くは WTO 協定に基づいた措置を装っているが、実態は WTO 協定を無視したものである。

<sup>3</sup> 田中 (2024)

## 2) 産業補助金

2000年代後半に鉄鋼の輸出超過国となった中国は、産業補助金を交付し採算を度外視して生産を継続していると各国から非難されてきた。しかし、中国はその後とも産業補助金による低価格輸出を拡大した。2015年には「中国製造2025」で指定した重点10分野への産業補助金を強化して輸出を拡大し<sup>4</sup>、他国の産業に損害を与えている。その結果、世界市場において、医薬品原料の3割、電気自動車の5割、新造船の7割、太陽光パネル生産の8割超を握るに至った<sup>5</sup>。

## 2. 米国

米国第一主義を掲げたトランプ大統領は利用できる貿易対抗手段はすべて用いて米国産業を強化するとして、過去にほとんど採られなかった輸入制限措置を中国産品に対して、さらに全世界からの輸入に対して乱発し、自由貿易体制を脅かしている。

### 1) 対中政策

2018年、中国の知的財産保護は不十分であるとして1974年貿易法301条に基づき中国産品輸入に最大25%の関税を課し、その後も対象産品を拡大している<sup>6</sup>。2025年10月には中国製船舶、船舶運航者及び船主が中国である船舶の追加入港料を課した（本件は11月10日より1年間停止された<sup>7</sup>）。同年12月には中国の半導体について301条調査に基づく対抗措置を公表した。

### 2) 全世界からの輸入制限措置

#### ① 1962年貿易拡大法232条措置<sup>8</sup>

2018年3月、トランプ大統領は1962年貿易拡大法232条に基づき鉄鋼輸入に25%、アルミ製品輸入に10%の追加関税を課した。2025年には双方の追加関税を

<sup>4</sup> 岡田（2022）

<sup>5</sup> 日本経済新聞「中国製造2025とは ハイテク産業、新エネ車など10分野強化」2025年5月7日朝刊

<sup>6</sup> United States Trade Representative, “Section 301 Investigations”, <https://ustr.gov/issue-areas/enforcement/section-301-investigations>, (閲覧日2025年10月26日)

<sup>7</sup> Fact Sheet: President Donald J. Trump Strikes Deal on Economic and Trade Relations with China, dated November 1, 2025

<sup>8</sup> Trade Expansion Act of 1962, 19 USC §1862. 個別措置は the White House “Proclamations” at <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamations/> (閲覧日2025年11月9日) 参照。

50%に引上げ、対象を白物家電まで拡大した。

2025年4月、同条に基づき自動車及び自動車部品に25%の関税を課し、同年5月からは基幹自動車部品に25%の関税を課した（なお、USMCA原産の車両は対象外。また2030年4月30日まで米国組立車両に使用する部品の輸入関税は一部免除）。その後の個別交渉により英国車は10万台を上限として10%、日本車、EU車、韓国車は15%とされた。

2025年8月には同条に基づき銅半製品に50%の追加関税を課し、10月からは軟材に10%、家具に25%の追加関税を、11月からは中・大型トラックと同部品に25%、バスに10%の追加関税を課している。現在、航空機部品、医薬品、半導体、重要鉱物、ドローン、ポリシリコン、風力発電機、医療機器、ロボット・産業機械について調査中である。

## ② IEEPA 関税

### (A) フェンタニル関税

トランプ大統領は、国際緊急経済権限法（International Emergency Economic Power Act: IEEPA）に基づき、合成オピオイドの継続的な流入が米国に深刻な影響を及ぼしているとして、中国産品に2025年1月から10%、3月から20%、カナダ・メキシコ産の全品目のうちUSMCAの原産地規則を満たす製品を除き3月4日より25%の関税を課した。その後、中国に対するフェンタニル関税は2025年11月から1年間10%に削減することで中国と合意した<sup>9</sup>。

### (B) 相互関税

2025年4月、トランプ大統領はIEEPAに基づき全世界からの輸入に10%の関税（「ベースライン関税」）を適用した。さらに8月から国別に10%から50%の関税（「国別関税」）を課した<sup>10</sup>。ただし、7月中の個別交渉により日本及びEUとは既存税率を含め15%、ASEAN諸国とは19%から20%とすることで合意された。8月以降も個別国との合意が進んだ。

中国とは当初、報復関税の応酬となったが、2026年11月10日まで米国が対中相互関税を30%に、中国が報復関税を10%に引き下げることで合意した<sup>11</sup>。

<sup>9</sup> 前掲註(7)。

<sup>10</sup> Executive Order “Further Modifying the Reciprocal Tariff Rates”, dated July 31, 2025.

<sup>11</sup> 前掲註(7)。

## 第2節 米中の措置への対抗措置

過去には世界の自由貿易制度を脅かす措置、たとえば米国の鉄鋼セーフガード措置やバード修正条項、中国のレアアース輸出制限措置に対し、同志国が協調または共同してWTO紛争を提起し、措置を撤廃させることに成功している<sup>12</sup>。しかし、上級委員会の機能が停止している現在にあって、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント (Multi-Party Interim Appeal Arbitration Arrangement: MPIA) に参加していない米国に対して、この方法はもはや有効ではない。事実、米国の232条鉄鋼及びアルミに関する措置WTO紛争<sup>13</sup>は、米国がパネル報告を上訴したため<sup>14</sup>、宙に浮いている。

WTO制度は、紛争解決制度とは別途に、加盟国が一方的に行える貿易制限措置としてGATT6条にアンチダンピング (Antidumping: AD) 措置及び相殺措置を、同19条にセーフガード (Safeguards: SG) 措置を、同20条に一般的例外措置を、同21条に安全保障例外措置を定めている。

本節では、同志国が自由貿易制度を脅かす米中の措置に対抗するためにそれら措置を共同・協調してとることができるか検討する。

### 1. 中国の産業補助金：GATT6条6項に基づく共同対抗措置

非市場経済国産品の輸入には相殺関税を課さないとしていた米国は2007年、中国政府と中国輸出生産者の間には一定の距離があるとして、中国製品に対してAD関税とは別途に相殺関税を課すこととした<sup>15</sup>。EUがこれ

<sup>12</sup> Appellate Body Report, *US - Steel Safeguards*, WT/DS248/AB/R, WT/DS249/AB/R, WT/DS251/AB/R, WT/DS252/AB/R, WT/DS253/AB/R, WT/DS254/AB/R, WT/DS258/AB/R, WT/DS259/AB/R, adopted 10 December 2003; Appellate Body Report, *US - Offset Act (Byrd Amendment)*, WT/DS217/AB/R, WT/DS234/AB/R, adopted 27 January 2003; Appellate Body Reports, *China - Rare Earths*, WT/DS431/AB/R / WT/DS432/AB/R / WT/DS433/AB/R, adopted 29 August 2014.

<sup>13</sup> *United States — Certain Measures on Steel and Aluminium Products*, WT/DS544, WT/DS547, WT/DS548, WT/DS550, WT/DS551, WT/DS552, WT/DS554, WT/DS556, WT/DS564.

<sup>14</sup> たとえば、中国について、*Notification of an Appeal by the United States under Article 16 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Dispute (DSU)*, WT/DS544/14, dated 30 January 2023.

に追随した<sup>16</sup>。

しかし、輸入国単独の措置は中国から第三国への輸出増を招き、中国の産業補助金への効果的な対抗策となっていない。これに対抗するためには、輸入各国の連携により中国の産業補助金に対して相殺関税による輸入の壁を創り上げる必要がある。このような連携の必要性は、米国の米中経済・安全保障検討委員会が米国連邦議会に勧告しているところでもある<sup>17</sup>。

GATT6条6項は、輸入国が、補助金付き輸入により損害を受けた第三国の産業のために、当該補助金付き輸入に相殺関税を課すことを認めている（以下「第三国のための相殺関税」）。過去にこの措置の活用事例はないが、中国が産業補助金を重点10分野に集中して輸出競争力を増強して各国の産業を棄損している今、活用すべきではないか。

### 1) GATT6条6項の規定の概要

第三国のための相殺関税ルール創設の背景、文言解釈及び適用については小職「中国国有企業に対する産業補助金規律の強化—第三国のための相殺関税の活用」<sup>18</sup>に詳説したところであるが、その概要は次の通りである。

第三国のためのAD関税、相殺関税はGATT6条6項(b)により認められている。しかし、その条件としてWTO加盟国の承認を得ることとしている。このような承認を得ることは通常全会一致によるため、困難である。

しかし、第三国のための相殺関税のみに同項(c)に追加ルールを設けて、国内産業に「遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような」状況である場合、加盟国の承認なく賦課することを認めており、加盟国が賦課後に当該第三国のための関税を「否認」しない限り、措置を撤回する必要はない。

第1の要件である「遅延すれば回復しがたい損害を生ずるような」状況についてGATT6条は何ら定めていないが、同19条2項に暫定SG措置の発動要件として「遅

<sup>15</sup> See *Amended Preliminary Affirmative Countervailing Duty Determination: Coated Free Sheet Paper from the People's Republic of China*, 72 Fed. Reg. 17,484 (April 9, 2007).

<sup>16</sup> The Council of the European Union, *COUNCIL IMPLEMENTING REGULATION (EU) No 452/2011 of 6 May 2011 imposing a definitive anti-subsidy duty on imports of coated fine paper originating in the People's Republic of China*, L 128/18, dated 14 May 2011.

<sup>17</sup> See *2025 Report to Congress of the U.S.-China Economic and Security Review Commission*, November 2025 p.459.

<sup>18</sup> 梅島 (2022)

延すれば回復しがたい損害を与えるような危機的な事態」と定めている。これまで暫定 SG 措置は、従業員の一時的解雇、生産の中止、生産設備の一時閉鎖などを根拠として実施されており、同措置を実施する特段の妨げとはなっていない。また、暫定 SG 措置の発動基準である“delay would cause damage”に比して、第三国のための相殺関税を暫定的に賦課するための損害の蓋然性は“delay might cause damage”と低い基準が設定されている。

よって、国内産業に暫定 SG 措置を発動する程度の損害状況が認められれば第三国のための相殺関税を発動する要件は充足されるものと思われる。

WTO 加盟国が第三国のための相殺関税を「否認」した場合には、輸入国は措置を撤廃しなければならないが、この「否認」決議も全会一致を要する。かかる決議には輸入国、該当第三国及び同志国が反対するであろうから、決議は成立しないであろう。よって、この要件は第三国のための相殺関税の賦課を継続するための障害とはならない。

## 2) 第三国のための相殺関税の活用

以上から、GATT6 条 6 項の規定上、第三国のための相殺関税を輸入国の判断で実施し継続することは難しくない。中国が産業補助金を交付した製品に対しては、輸入諸国が協調して第三国のための相殺関税を課して輸入の壁を形成して、効果的に対抗することを検討すべきである。

なお、そのため、同志国間で事前に、第三国のための相殺関税の適用及び運用手続について合意しておく必要がある。

## 2.GATT19 条の SG 措置と判断しての対抗措置

GATT19 条について詳細ルールを定めた SG 協定は 8.2 条に、SG 措置を発動した国が利害関係輸出国に適切な補償を提供しなかったとき、利害関係輸出国に対抗措置をとることを認めている。本節ではその利用可能性と範囲を検討する。

### 1) 米国—鉄鋼及びアルミに関する措置

中国、EU、インド、トルコらは、米国の鉄鋼アルミ 232 条措置は SG 措置であるにもかかわらず補償が提供されなかったとして、SG 協定 8.2 条に基づき米国産品輸入に対抗関税を課した。さらに、当該国らは 232 条措置を WTO 紛争に提訴した。米国はこれに対し反訴を提起

した。

WTO パネルは、SG 協定 11.1 条 (c) に「第 19 条以外の GATT 条項に従って…とろうとし、とり又は維持している措置については適用しない」と定められているところ、米国は 232 条措置を GATT21 条にしたがって追及し、発動し、維持している措置であるから SG 措置ではないと判断した<sup>19</sup>。他方、232 条措置は GATT21 条の安全保障例外に当たらないとして、GATT2 条 1 項 (b) の関税譲許、同 1 条 1 項の最恵国待遇に不整合な措置であると判断した。

当該パネル判断は上訴されたため、同判断は実質的に無効となった<sup>20</sup>。

### 2) SG 措置との判断に基づく対抗措置の有効性

SG 協定 8.2 条は原措置が SG 措置であるとして対抗措置をとる判断を利害関係輸出国に委ねていると考えられる。物品理事会の反対決議は自国及び同志国が賛同しないであろうゆえ、想定する必要はないであろう。

本件に先立ち、上級委員会はインドネシア—鉄鋼アルミ製品事件で、GATT19 条に基づく SG 措置とは GATT 上の義務を停止し、または譲許を撤回もしくは修正するもので、かかる義務の停止と国内産業の損害を救済するという特定の目的との間に立証可能な結び付きが存在する措置であると教示した<sup>21</sup>。対抗措置をとることとした利害関係国の判断が当該基準を満たすものであれば、対抗措置は WTO 協定に沿ったものである。

原措置国は他の GATT 条項に従ってとった措置であると主張して WTO 紛争を提起することができる。しかし、その立証責任は原措置国にある。原措置国が WTO 紛争においてかかる立証に成功するまでは、原措置は SG 措置である。利害関係輸出国が反論して立証を阻止することも考えられる。

<sup>19</sup> Panel Report, *US — Steel and Aluminium Products (China)*, WT/DS544/R, circulated to WTO Members 9 December 2022, appealed 26 January 2023, paras. 7.70, 7.100. Panel Report, *China — Additional duties (US)*, WT/DS558/R, circulated to WTO Members 16 August 2023, appealed 18 September 2023, para. 7.119.

<sup>20</sup> たとえば中国について World Trade Organization “*Notification of an Appeal by the United States under Article 16 of the Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes*”, WT/DS544/14, dated 30 January 2023.

<sup>21</sup> Appellate Body Report, *Indonesia - Iron or Steel Products* WT/DS490/AB/R, WT/DS496/AB/R, and Add.1, adopted 27 August 2018, paras. 5.55-5.56.

よって、利害関係輸出国が、米国 232 条措置のような全輸入を制限して国内産業を保護する措置が発動されたときに当該措置を SG 措置と判断して対抗措置をとることは、WTO 協定に整合的である。

なお、本件パネルは、米国の 232 条関税措置を SG 措置とみなして対抗措置を行うことは WTO 協定不整合と判断される可能性があることを示している。しかし同時に、米国の 232 条措置も GATT21 条では正当化されないと判断している。したがって、パネル判断が WTO 紛争解決機関で採択されることとなったとしても、撤廃を求められるのは 232 条措置と対抗措置の双方である。その場合、232 条措置が撤廃されれば対抗措置は使命を果たしたことになる。他方、米国が 232 条措置を撤廃しなければ、SG（ではなかった）措置への対抗措置を撤廃して WTO 紛争解決制度に基づく対抗措置に切り替えることができる。

以上から、本件パネル判断は米国の 232 条措置のような措置を SG 措置と判断して対抗措置をとることの障害とならない。

### 3) 米国の相互関税に適用できるか

米国の相互関税は、全輸入にベースライン関税として課す 10% と国別関税から構成されている。

相互関税を課した 2025 年 4 月 2 日付行政命令<sup>22</sup>は、貿易相手国の関税障壁、非関税障壁により米国経済は不均衡に開放されており、米国内での製造への影響により持続可能ではないとしている。さらに、輸入に依拠することは米国の製造業における雇用を減少させるなど米国経済の脅威となる、米国の競争力にかかる流れを反転させることにかかっている、としている。

この説明は、相互関税が米国の製造業を国際競争から保護するため、GATT2 条の譲許関税義務を停止して、全輸入に 10% ベースライン関税を課すものであることを明示している。8 月 9 日からは国別関税を課すことにより GATT1 条の最恵国待遇の義務を停止している。

かかる説明は、相互関税が上級委員会の示した SG 措置の要件を満たしていることを示している。したがって、利害関係輸出国は SG 協定 8.2 条に基づく対抗措置をとることができると考えられる。

### 4) 対抗措置は同志国が共同して行うべきである

以上から、米国の 232 条関税、相互関税を SG 措置と判断することができる。同志国と協調して対抗措置をとることを検討すべきである。

## 3. GATT20 条に基づく対抗措置

GATT 20 条は (a) から (j) までに掲げる措置を「採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない」として、自由無差別貿易の例外を定めている。これらのうち、(b) から (j) の例外は適用範囲が限定的である。よって、他国の措置に対抗する措置を同条 (a) 「公徳の保護のために必要な措置」として正当化できるかを検討する。

### 1) GATT 20 条 (a) にかかわる WTO 紛争

(a) の該当性が争われた WTO 紛争事例として米国－関税措置（中国）<sup>23</sup>がある。同事例では、上述した 2018 年の米国 301 条措置が問題とされた。中国は GATT1 条及び 2 条 1 項に不整合であると訴えたが、米国は 20 条 (a) により正当化されると主張した。

パネルは、「公徳」とは「地域社会または国家に属し、影響を与え、または関係する善悪の行為に関連する生活慣習の集合」<sup>24</sup>であるとして、法令違反によって善悪の基準すなわち公徳が示されるとの米国の主張に同意した<sup>25</sup>。しかし、公徳の保護という目的と 301 条措置との間に純粋な関係が認められないとして (a) の例外は適用されないとした<sup>26</sup>。

### 2) 検討

この事例は、法令により公徳を明確にすることができることを示した。日本は自由貿易を基本としている。自由貿易を脅かす行為は日本の「公徳」に反するものであることを法令で明示することにより、かかる行為に対抗する措置は「公徳」を保護するための措置として (a) に該当するといえるのではない。

ただし、対抗措置が (a) に該当するためには、公徳の保護のために「必要」な措置でなければならない。この必要性は、措置国の求める保護レベルを満たしかつ合理的に利用可能でより貿易制限的ではない措置が他に存在

<sup>22</sup> Presidential Actions, *Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits*, Executive Orders, April 2, 2025

<sup>23</sup> Panel Report, *US - Tariff Measures (China)*, WT/DS543/R, circulated to WTO Members 15 September 2020 [appealed; adoption pending].

<sup>24</sup> 前掲 para. 7.115.

<sup>25</sup> 前掲註 (23) para. 7.140.

<sup>26</sup> 前掲註 (23) para. 7.222.

しないことが要件とされる<sup>27</sup>。この点について WTO は紛争解決手続を用意して、相手国の協定不整合な措置に対して是正を勧告し、それに相手国が従わない場合に正式に対抗措置をとることができるようにしている。このように WTO 制度に整合した対抗措置をとる手段が用意されている一方で、(a) の例外措置が「必要」と認められるか疑問がある。

しかし、WTO 紛争解決手続は一定の時間がかかる上、上級委員会が機能を停止している現在では、MPIA に参加していない米国の措置に対しては、同手続による効果は期待できない。よって、米国の措置に対する対抗措置は (a) の例外措置として認められる可能性があるのではないか。

中国は MPIA に参加しているものの、中国の措置が発動されたときに直に対抗措置をとるべき緊急性があれば、正当と認められる可能性がある。

### 3) 結論

自由貿易を脅かす行為に対しては GATT20 条 (a) に基づく対抗措置を検討してよいものと思われる。ただし、措置の設計には、対抗措置の必要性和緊急性について慎重な検討が必要である。

## 4. GATT21 条：国連決議に基づく対抗措置

GATT21 条は加盟国が一方的にとることのできる措置として、(b) に「自国の安全保障上の重大な利益の保護のため」核及び軍備にかかわる措置並びに戦時などの時にとる措置を、(c) に「締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置」を定めている。

このうち (b) の適用範囲は狭すぎる。よって、米中の措置に対抗する措置として (c) が利用できるか検討する。

### 1) 「国連決議に基づく対抗措置」の利用可能性

国際連合憲章 25 条は「国際連合加盟国は、安全保障理事会の決定をこの憲章に従って受諾し且つ履行することに同意する」として、加盟国に安全保障理事会の決定に従うことを義務付けている。同 39 条は「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告をし、又は第 41 条及び第 42 条

に従っていかなる措置をとるかを決定する」とし、かかる措置として、同 41 条は「経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線通信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる」と定めている。

平和に対する脅威に対抗する措置として近年では、国際紛争以外の原因でソマリア<sup>28</sup>、コートジボワール<sup>29</sup>などに経済制裁を実施している。経済安全保障の脅威に対処するために制裁を科した前例はないが、制裁対象の範囲に制限のあることを示すものではない。同条は安全保障理事会に広い裁量を与えていると考えられている<sup>30</sup>。

しかし、WTO 協定に反する行為を是正させるために WTO 紛争解決が用意されている。また強行規範違反とはいえない行為に対して、同 103 条の規定はあるものの国連安全保障理事会が制裁を決定するかは未知数である<sup>31</sup>。さらに、国際貿易の基本原則に反した行為をおこなっている米中は常任理事国である。安全保障理事会において常任理事国に対する措置が決定される可能性は極めて低い。

### 2) 結論

国際連合の決議に基づく経済制裁は、WTO 協定に整合的であり、すべての国連加盟国に実施を義務付けるものであるから非常に強力である。しかし、安全保障理事会が決定できる範囲の議論、また米中が安全保障理事会の常任理事国であるなどから、適用のハードルは極めて高い。

## 第 3 節 おわりに

日本が経済安全保障上で保護すべき最大の利益は自由貿易体制である。それを脅かす米国、中国の措置を放置しまた追認してよいものとは思われない。他方、かかる行為に対抗するために WTO 協定に反する措置をとることは本末転倒となる。

当該措置に対抗するためには、同志国と共同または協調して WTO 協定に整合的な対抗措置を発動すべきである。その方策として、産業補助金付き輸出に対しては第三国のための相殺関税の賦課による輸入の壁を形成すること、全世界からの輸入を制限する行為については SG 措置と判断して対抗措置を講ずること、その他自由貿易

<sup>27</sup> Appellate Body Report, *China - Publications and Audiovisual Products*, WT/DS363/AB/R, adopted 19 January 2010, para. 242 参照。

<sup>28</sup> 安全保障理事会決議 2036 号 (2012 年 2 月 22 日採択)

<sup>29</sup> 安全保障理事会決議 2153 号 (2014 年 4 月 29 日採択)

<sup>30</sup> 岩沢 705 頁、小松 407-408 頁。

<sup>31</sup> 酒井 527 頁。

を脅かす行為に対しては GATT20 条 (a) の活用を検討すべきである。

## 参考文献

- 岩様雄司 (2020) 『国際法 第 2 版』 東京大学出版会
- 梅島修 (2020) 「産業補助金」 中川淳司編『WTO 改革の課題と方向』 国際貿易投資研究所 21-39 頁
- 梅島修 (2022)a, 「安全保障上の懸念を根拠とする輸入管理の GATT 規定との適合性」 関税と貿易 70 巻 7 号、38-45 ページ。
- 梅島修 (2022)b, 「中国国有企業に対する産業助金規律の強化－第三国のための相殺関税の活用」 『WTO 改革の原点と焦点』 ITI 調査研究シリーズ No.131、国際貿易投資研究所、13-28 ページ。
- 梅島修 (2022)c 「輸出入管理の GATT 安全保障例外規定との適合性」 久野新編『アジア太平洋における貿易投資政策と安全保障政策の新たな相克』 亜細亜大学アジア研究所 (2022) 25-31 頁
- 梅島修 (2023) 「特定国に対抗するサプライチェーン強靱化措置の WTO 協定整合性」 JMC ジャーナル第 71 巻第 6 号 (通巻 851 号) (2023)
- 大西進一 (2023), 「経済安全保障と国際経済法との緊張関係－政経分離の終わり?－」 関税と貿易 71 巻 8 号、60-72 ページ。
- 岡田陽 「中国の政府補助金は市場歪曲的なのか：中国の政府補助金の実態分析」 経済産業研究所 (2022) available at [https://www.rieti.go.jp/jp/special/special\\_report/175.html](https://www.rieti.go.jp/jp/special/special_report/175.html) (閲覧日 2025 年 11 月 2 日)
- 久野新 「グローバリゼーションと経済安全保障の均衡点とその行方」 『アジア太平洋における貿易投資政策と安全保障政策の新たな相克』 亜細亜大学アジア研究所 (2022) 5-14 頁
- 小松一郎 「実践国際法 (第 2 版)」 信山社 (2011)
- 佐野淳也 「変化する中国の一带一路 — 「量から質への転換」 の実像—」 環太平洋ビジネス情報 RIM 2025 Vol.25 No.96 43
- 高田寛 「経済安全保障推進法の検証と法的課題」 明治学院大学 法と経営学研究所年報 Vol. 4 (2022 年度) 1-18 頁
- 田中嵩大 「米中の経済的威圧行為で変わる日本経済の針路① 輸入規制を強化する二大大国」 三菱総合研究所エコノミックレビュー (2024), available at <https://www.mri.co.jp/knowledge/insight/20240422.html> (閲覧日 2025 年 10 月 21 日)
- 畠山京子 「非伝統的安全保障概念の再検討と資源安全保障」 国際安全保障 45 巻 (2017-2018) 3 号、2017 年 45 巻 3 号 p. 1-17、available at [https://doi.org/10.57292/kokusaiizenhoshou.45.3\\_1](https://doi.org/10.57292/kokusaiizenhoshou.45.3_1)
- 三浦有史 「脱「中国依存」の現在地と今後を読み解く」 2024.3 JOI、3-7 頁
- 汪志平 「対立と対話の米中関係：歴史、現状、展望」 札幌大学研究紀要 第 6 号 (2024 年 3 月) 89-115 頁
- The White House, *Building Resilient Supply Chain, Revitalizing American Manufacturing, and Fostering Broad-Based Growth*, June 2021, available at [https://bidenwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/06/100-day-supply-chain-review-report.pdf?utm\\_source=sfmc%E2%80%8B&utm\\_medium=email%E2%80%8B&utm\\_campaign=20210610\\_Global\\_Manufacturing\\_Economic\\_Update\\_June\\_Members](https://bidenwhitehouse.archives.gov/wp-content/uploads/2021/06/100-day-supply-chain-review-report.pdf?utm_source=sfmc%E2%80%8B&utm_medium=email%E2%80%8B&utm_campaign=20210610_Global_Manufacturing_Economic_Update_June_Members)
- Francesca Ghiretti “*The Return of Economic Statecraft*” *Internationale Politik Quarterly*, dated September 30, 2025, available at <https://ip-quarterly.com/en/return-economic-statecraft>, (閲覧日 2025 年 10 月 22 日)
- Joost Pauwelyn (2001), “*The Role of Public International Law in the WTO: How Far Can We Go?*”, the *American Journal of International Law*, Vol. 95, pp. 535-578

*The state of play of industrial subsidies as of 2023*, OECD Policy Brief, June 2025, available at [https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2025/06/the-state-of-play-of-industrial-subsidies-as-of-2023\\_f93c3e45/753cd39f-en.pdf](https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2025/06/the-state-of-play-of-industrial-subsidies-as-of-2023_f93c3e45/753cd39f-en.pdf)

*Lorenzo Rotunno and Michele Ruta “Trade Implications of China’s subsidies”*, International Monetary Fund, 23 August 2024 available at <https://www.imf.org/en/Publications/WP/Issues/2024/08/15/Trade-Implications-of-China-s-Subsidies-552506>

Osamu Umejima (2023), *“Revisiting Subsidy Rules, after the Global Financial Crisis and Covid-19: Suggestion to Utilize Article VI:6(c) of the GATT”*, D. Yokomizo, Y. Tojo, and Y. Naiki eds, *Changing Orders in International Economic Law Volume 1: A Japanese Perspective*, Routeledge, pp. 139-150.